

教育発達科学研究科 長期履修学生制度について

長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により時間的制約があり、標準修業年限では修了が困難な学生に対して、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、学位取得することを認める制度です。

1. 申請資格

- ① 職業を有している者
- ② 育児又は親族の介護を行う必要がある者
- ③ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害を有している者

※以下の学生は適用対象外とします。

- ・最終年次に在籍する者
- ・正規学生のうち外国人留学生（在留資格「留学」の者）は、「① 職業を有している者」の申請資格はありません。
- ・非正規生

2. 申請書類

- ① 長期履修申請書・長期履修計画書（別紙様式第1号）
 新生が申請する場合の「指導教員」は、入学後、指導を希望する指導教員とします。
 事前に希望指導教員と相談をしてください。
- ② 申請資格を証明する書類 別表参照

3. 申請期間

在学生（4月入学者） 2月15日～2月末日（土日・祝日・休業日除く）
 新生（4月入学者） 入学手続き書類提出締め切り日

4. 提出先（締め切り厳守）

文系教務課 教育発達科学研究科担当

別表（申請資格を証明する書類）

申請資格	提出書類
職業を有する者	・職業を有していることを証明する書類。 例：在職証明書、社員証（写）、社会保険証（写）
育児を行う必要がある者	以下のいずれかの書類 ・子の誕生日が確認できるもの（母子手帳の写し、出生届の写し、出生証明書の写し等） ・その他、育児をしていることを証明する書類
親族の介護を行う必要がある者	以下のいずれかの書類 ・介護が必要な状態が分かるもの（要介護認定書の写し、医師の診断書等） ・その他、介護していることを証明する書類
障害を有している者	・身体障害者手帳（写）、医師の診断書等